

令和7年度入善町新婚世帯住居費等支援事業 チェックシート

	番号	チェック項目	チェック
基本要件 (最大30万円)	I	年齢要件を満たしていますか。(婚姻日現在の合計年齢が100歳以下) 申請者()歳 + 配偶者()歳 ≤ 100歳	
	II	入善町に2年以上定住する意思はありますか。 ※2年未満で転出等となった場合、補助金の返還義務が発生します。注意事項をご参照ください。	
	III	申請日からさかのぼって、①～④の項目が1年以内ですか。	
		申請(予定)日 令和 年 月 日	
		①婚姻日 令和 年 月 日	
		②同居日 令和 年 月 日	
		③契約日 令和 年 月 日	
		④引越日 令和 年 月 日(※引越業者を利用した場合のみ)	
	IV	入居にかかる費用や引越費用は支払われましたか。※領収書等を提示してください。	
	V	町税の滞納はありませんか。※世帯全員の納税証明書が必要です。	
追加要件 (最大60万円)	VI	1. 住まい・まちづくり推進事業(近居・空き家バンク等)の補助対象ではありませんか。 2. 上記以外にも、公的補助等は受けていませんか。 <u>※裏面の補助金制度一覧をご参照ください。</u>	
	VII	過去にこの補助金の交付を受けていませんか。※他市町村で交付を受けた場合を含みます。	
	VIII	婚姻届を提出し、受理された日の年齢が夫婦ともに29歳以下、または39歳以下ですか。 ⇒29歳以下に該当の場合は最大60万円の助成対象、39歳以下に該当の場合は最大30万円の助成対象です。	
	IX	令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻届が受理された夫婦ですか。	
	X	夫婦の令和6年における所得(直近の時点で発行されている所得証明書の金額)の合計額が500万円未満ですか。	
	XI	令和7年4月1日から令和8年3月31日までに住居費や引っ越し費用の支払いを完了していますか。	

(注意事項) 以下の場合、本補助金の返還対象となります。ご確認をお願いいたします。

- (1) 交付決定の日から起算して2年以内に、申請者及びその配偶者の両方が町外へ転出したとき。
- (2) 交付決定の日から起算して2年以内に、申請者及びその配偶者が別居したとき。
- (3) 交付決定の日から起算して2年以内に、離婚届を提出し、受理されたとき。
- (4) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

国の住宅取得・住宅リフォームの補助金制度一覧（令和 7 年度時点）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ こどもみらい住宅支援事業・ 地域型住宅グリーン事業・ ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）化等支援事業及び集合住宅の省CO2化促進事業・ こどもエコすまい支援事業・ 長期優良住宅化リフォーム推進事業・ 住宅・建築物安全ストック形成事業・ 次世代省エネ建材支援事業・ 既存住宅における断熱リフォーム支援事業・ 住宅エコリフォーム推進事業・ 住宅・建築物省エネ改修推進事業・ 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業補助金・ 住宅の断熱性向上のための先進的設備導入促進事業 |
|---|

※施工業者様にご確認をお願いいたします。